

全建事発第 002 号
令和 3 年 4 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

経営事項審査の事務取扱いについての改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和 3 年国土交通省告示第 246 号）が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成 20 年国総建第 269 号）の一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 事業企画課 堤
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigyo@zenken-net.or.jp